

第 5 回上越地域合併協議会会議録

日時：平成 16 年 1 月 15 日（木）

午後 2 時から

会場：上越市厚生南会館大ホール

区分	市町村名	役職名	氏名
規約第 8 条 第 1 項第 1 号の委員 (構成市町村の長)	上 越 市	上越市長	木 浦 正 幸
	安 塚 町	安塚町長	矢 野 学
	浦川原村	浦川原村長	原 恒 博
	大 島 村	大島村長	岩 野 虎 治
	牧 村	牧村長	中 川 耕 平
	柿 崎 町	柿崎町長	榆 井 辰 雄
	大 湫 町	大湫町長	渡 邊 之 夫
	頸 城 村	頸城村長	関 田 武 雄
	吉 川 町	吉川町長	角 張 保
	中 郷 村	中郷村長	吉 田 侃
	板 倉 町	板倉町長	瀧 澤 純 一
	清 里 村	清里村長	梅 澤 正 直
	三 和 村	三和村長	高 倉 英 雄
名 立 町	名立町長	塚 田 隆 敏	
規約第 8 条 第 1 項第 2 号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	上 越 市	上越市議会議長	石 平 春 彦
		上越市議会副議長	田 村 恒 夫
		上越市議会総務常任委員長	早 津 輝 雄
	安 塚 町	安塚町議会議長	日 下 部 進
		安塚町議会副議長	松 野 惠
		安塚町議会議員	志 賀 賢 一
	浦川原村	浦川原村議会議長	坪 野 要 治
		浦川原村議会総務文教常任委員長	武 藤 政 義
		浦川原村議会環境建設常任委員長	石 田 敏 一
	大 島 村	大島村議会議長	小 出 俊 雄
		大島村議会議員	丸 田 伸 一
		大島村議会議員	早 川 与 五 郎
	牧 村	牧村議会議長	武 田 正 一
		牧村議会議員	宮 本 富 男
		牧村議会議員	太 田 修
	柿 崎 町	柿崎町議会議長	新 澤 明 一
		柿崎町議会副議長	平 野 誠 市
		柿崎町議会市町村合併に関する調査特別委員会委員長	小 関 信 夫
	大 湫 町	大湫町議会議長	村 山 尚 祥
		大湫町議会合併問題特別委員会委員長	内 山 米 六
		大湫町議会議員	俵 木 達

区分	市町村名	役職名	氏名		
規約第8条 第1項第2号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	頸 城 村	頸城村議会議長	渡 邊 威		
		頸城村議会副議長	井 部 辰 男		
		頸城村議会議員	布 施 兵 衛		
	吉 川 町	吉川町議会議長	八 木 一 郎		
		吉川町議会副議長	吉 村 一 博		
		吉川町議会議員	橋 爪 法 一		
	中 郷 村	中郷村議会議長	山 崎 新 一		
		中郷村議会副議長	豊 岡 眞 一		
		中郷村議会議会運営委員会委員長	荒 川 正 尊		
	板 倉 町	板倉町議会議長	見 海 健 太 郎		
		板倉町議会副議長	島 田 武		
		板倉町議会議員	武 藤 和 男		
	清 里 村	清里村議会議長	奥 田 堅 太 郎		
		清里村議会副議長	中 村 良 平		
		清里村議会議員	保 坂 隆 男		
	三 和 村	三和村議会議長	服 部 誠 治 郎		
		三和村議会副議長	松 縄 教 一		
		三和村議会議会運営委員会委員長	稲 垣 健 一		
	名 立 町	名立町議会議長	塚 田 正		
		名立町議会副議長	秦 野 兵 司		
		名立町議会議会運営委員会委員長	畑 虎 夫		
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの)	上 越 市	上越商工会議所会頭	田 中 弘 邦		
		上越市町内会長連絡協議会会長	田 中 昭 平		
		上越市連合婦人会会長	保 坂 い よ 子		
	安 塚 町	安塚町商工会長	横 尾 新 一		
		安塚町区長代表	丸 山 辰 五 郎		
		雪のまちいきいき女性ネットワーク代表	北 島 敬 子		
	浦川原村	浦川原村総合計画審議会会長	村 松 研		
		浦川原村まちづくり研究委員会委員	大 滝 勉		
		浦川原村まちづくり研究委員会委員	内 山 美 恵 子		
	大 島 村	大島村商工会会長	武 田 一 也		
		大島村区長代表	岩 野 修 二		
		大島村合併協議会委員	山 岸 幸 子		
	牧 村	牧村住民会議準備会委員	金 井 純		
		牧村住民会議準備会委員	飯 田 一 郎		
		牧村住民会議準備会委員	江 口 理 恵 子		
	柿 崎 町	柿崎町商工会副会長	八 木 康 博	欠席	
		柿崎地区区長会長	佐 藤 洋 一		
		柿崎町農業委員	神 岡 八 江 子		
	大 湫 町	大湫町商工会会長	西 田 行 男		
		大湫町区長会代表	小 池 吉 則		
		大湫町教育委員	大 浜 啓 子		

区分	市町村名	役職名	氏名
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の の者で構成市町村 の長が協議により 必要と認めるもの)	頸 城 村	頸城村商工会副会長	上野 學
		頸城村自治会長協議会会長	大場 崇夫
		頸城村主任児童委員	松縄 武女
	吉 川 町	吉川町商工会長	荻谷 賢一
		吉川町源地区会議会長	中村 睦男
		吉川町男女共同参画計画策定委員会副委員長	岩井 栄子
	中 郷 村	中郷村商工会長	塚原 登
		中郷村合併検討委員会会長	山崎 勇
		中郷村合併検討委員会委員	杉本 優子
	板 倉 町	板倉町商工会事務局長	田中 幹夫
		板倉町合併推進委員会会長	宮腰 英武
		板倉町合併推進委員会委員	増村 恵子
	清 里 村	清里村商工会会長	武田 和信
		清里村合併推進委員会会長	福保 巧成
		清里村合併推進委員会副会長	細谷 愛子
	三 和 村	三和村合併推進協議会会長	近藤 一郎
		三和村合併推進協議会副会長	武田 美紀
		三和村合併推進協議会委員	石塚 賢
	名 立 町	名立町市町村合併審議会委員長	塚田 一三
		名立町市町村合併審議会委員	塚田 新平
		名立町市町村合併審議会委員	久保 埜朝子
	共 通	上越教育大学副学長	小宮 三彌
		えちご上越農業協同組合代表理事副組合長	笹川 一成
		上越青年会議所直前理事長	山岸 孝博
新潟県総合政策部市町村合併支援課長		中澤 清	
新潟県上越地域振興事務所長		村山 秀幸	

議 題

1 報告

(1) 市町村合併に伴うシステム統合調査について

2 協議

(1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

- 特別職の身分の取扱い
- 各種事務事業の取扱い(その3)
- 農業委員会の取扱い
- 地域審議会及び地域自治組織(仮称)の取扱い
- 各種事務事業の取扱い(その4)

(2) 市町村建設計画の作成のため協議する事項について

- 計画策定の方針
- 新市建設の基本方針
- 新市の施策及び事業

(3) 構成市町村の合併に関し必要な事務として他の合併協議と並行して協議する事項について

- 新市の名称

3 その他

午後2時0分 開会

○木浦正幸会長 始めさせていただきたいと思いますが、改めまして皆様方、新年明けましておめでとうございます。本年も何とぞよろしくお願いを申し上げます。それでは、座らせていただいて、会を進めさせていただきたいと思います。

本日は平成16年に入りまして初めての協議会でございますので、平成17年1月1日の合併期日まで1年を切ったわけでございます。皆様方の貴重なお時間でございますけれども、この際少しお時間をいただいて、改めて会長として、また合併後の行政運営に責任を持つ編入側の市長として合併後のまちづくりの方向性について若干お話をさせていただきたいと、こう思っているところでございます。

私は、このたびの市町村合併につきましては、単にスケールメリットによる行財政改革という視点にとどまっていけないというふうに考えているところでございます。上越地域が一つになって新しい時代にふさわしい地域力と自治体をつくり上げていくという理念を持って臨んでいかなければならないというふうに思っておりますし、その理念で今現在進んでいるところでございます。そのことは、このグランドデザインの巻頭の言葉で、新しいまちのグランドデザインということで使わせていただいたところでございます。

振り返って考えてみますと、戦後の歴史の中で我が国は世界有数の技術大国として発展を遂げてまいりました。そのおかげで私たちの暮らしも見違えるほど豊かになったわけでございます。その一方では、過疎と過密というような大きな問題を生みだしてきたのも事実でございます。そして、近年になりまして経済のグローバル化が進むとともに日本経済は失速をいたしまして、戦後の日本の繁栄を支えてまいりましたあらゆるシステムが行き詰まりを見せる中で、今、国を挙げて構造改革が進められているのでございます。

私は、このたびの市町村合併はこのような厳しい状況の中であるからこそ地域が一つにまとまり、お互いに積み重ねてきた取り組みや人々の努力、さらには時代を超えて受け継がれてまいりました文化など、こういうものを生かしながら、それをさらに伸ばし、広げ、つなげていくことによりまして一つの新しい価値と力、これをつくり出していく機会としていくべきであるというふうに考えているところでございます。周辺の町村の皆さんにもそのような気持ちを込めてお声がけをさせていただいたところでございます。また、今回のこの構造改革の流れは経済効率一辺倒の中で、失ってきたものを取り戻す世紀でもあるということを叫ばれているわけでございます。スローライフ、スローフード、立ちどまって生きている意義をどう考えて見出していくのかという流れにもつながってきているのではないかとこのように思っております。

幸いにもこの14市町村にとりましては海、山、川、里、それぞれ豊かな自然とその恵みにはぐくまれました、さまざまな個性を持ち合わせているわけであります。私は、このたびの14市町村の合併によりまして、このような個性に再び光を当てて、そしてこれまでそれぞれがそれぞれの枠の中で考え、努力してきた積み重ねを生かしながら、相互の連携や交流などによりまして一つのまちになることによって、さらにそれらが強化されるようにさまざまな取り組みを考え、新たな力と価値を生み出して、そしてより力強く自主自立が可能になるまちをつくっていくんだということに向けて着実に歩みを進めることが私どもの地域、おかげさまでそれらができる地域であるというふうに確信をいたしているところでございます。

ある学者によりまして、地域の再生あるいは地域経済の再生のキーワードは、世界との直結あるいは持続的発展が可能な循環型の地域づくりであるというふうに言われているところでございます。私たちの地域には、世界につながる直江津港がございます。また、遠くない将来、世界的都市であります東京と直結をいたします新幹線がやってきます。まさにここは世界に直結するまちなのでございます。さらには、この14市町村の合併によりまして、あらゆる機能と個性を持ち合わせた循環型のまちが誕生することになるわけでございますから、14市町村の合併により誕生する新生上越市は地域再

生の要素をすべて持ち合わせたまちとして大きく羽ばたく可能性を秘めていると言っても言い過ぎではないのではないかとこのように考えているところでございます。

例えば現在でも地域の都市的機能を担っております上越市と、その周辺地域におきましては 21 万人の都市として、さらに道州制をも視野に入れる中で、北信越地方の中核都市にふさわしいさまざまな都市的機能を集積いたしております。豊かな自然に恵まれた中山間地域におきましては、これまでの田舎体験事業やグリーンツーリズムなどの取り組みをさらに発展させ、また全国有数の穀倉地帯の一つでもあります高田平野におきましては、安定した農業経営が図られるよう農業の振興策を一層充実するなど、それぞれの地域において個性や特性を生かした取り組みを進めていくことが何よりも重要なことであり、またそれぞれの連携や融合によりまして新しい価値、これを生み出されていくものというふうに考えているところでございます。

三位一体の改革が進められていく中で、今後は税源の移譲が進められるものと思っておりますが、それを不安感でなく、希望を持って迎えることが重要であると考えております。そのためには、これまでも繰り返し、繰り返し申し上げてまいりましたとおり、私たちのまちが自主自立できるようになるように、このことが極めて重要だというふうに考えております。確かにその道のりはたやすいものではないというふうに考えておりますが、14 市町村の住民が夢と希望を持って心をつにし、それぞれのなりわいによってしっかりとした足取りで進んでいけば、必ずや結果は得られるものというふうに考えておりますし、そのためにたゆまぬ努力を続けていく必要があるというふうにも考えているところでございます。

さて、いよいよ合併協議も佳境を迎えてきているわけでございます。真剣なだけに今後の協議が難航することも予想されるわけでございますが、これまで申し上げてまいりましたとおり 14 市町村が一つになって、新しい時代にふさわしい力強い地方自治体をつくっていかうという思いを決して忘れることのないように、心をつにして協議に臨んでいくことが重要な局面になってきているわけであり、言いかえれば、どうしても上越地域が生き残っていくためには心をつにして、まずはまとまることが重要なのではないかとこのように考えているところでございます。私といたしましては今後も会長として、また合併後の行政運営に責任を持つ市長として最善を尽くしていく所存でございます。どうか委員の皆様方におかれましては、さらなるご理解とご協力を賜りますように切にお願い申し上げます。私のごあいさつにかえさせていただきたいと思っております。少し長くなりましたけれども、合併まで 1 年を切る中で改めて私の考え方を伺いいただいたところでございます。よろしくお祈りを申し上げます。

それでは、これより第 5 回上越地域合併協議会を開会させていただきます。

本日は、委員総数 103 名のうち 102 名のご出席でありますので、協議会規約第 9 条第 4 項の規定によりまして、会議は成立いたしております。

また、会議録署名委員は、協議会の会議の運営に関する規程第 3 条第 2 項の規定によりまして、吉川町議会議長さん、中郷村議会議長さん、それぞれご指名させていただきます。よろしくお祈り申し上げます。



1 報告 (1) 市町村合併に伴うシステム統合調査について

○木浦正幸会長 それでは、報告 1、市町村合併に伴うシステム統合調査についてでございます。

事務局から説明させます。

○高橋克尚事務局長 それでは、本日資料、机の上に配付させていただきました市町村合併に伴うシステム統合計画書の最終報告をご説明させていただきたいというふうに思っております。

この調査結果につきましては、12 月 26 日付で上越市長から協議会の会長あてに報告がございまして、それを受けて各町村にも報告書をお送りしたところでございますが、各町村から既に資料を配られている方もいらっしゃるかと思っておりますが、改めて本協議会において報告をさせていただきますというものでございます。

それでは、若干最終報告につきましてご説明を申し上げます。まず、お手元にお配りいたしました統合計画書をお開きいただきたいと思います。この計画書は、昨年8月、本協議会の設置に合わせて業者に委託をし、14市町村の現有の住民サービスに密接に関連する基幹系コンピューターシステムを調査分析しまして技術面、運用面、経費面などからまとめたものでございます。

それでは、1ページをお開きください。1としまして、システム統合の基本方針ということでもとめてございます。これには四つほどございますが、下の方の四角囲みがございます。まず、(1)でございますが、限られた時間内に安全かつ確実に統合を行う、こういう基本方針のもとで、これは合併後行政サービスに支障、停滞を来さないという意味で、最も大切なことではないかというふうを考えてございます。

続きまして、(2)でございますが、上越地域法定合併協議会準備会で示されました住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針238項目において、上越市の制度に統一するとされた項目が160項目と最も多いと。したがって、これを踏まえて今事務事業の調整をさせていただいているところでございますが、事務事業や行政サービスの道具でありますコンピューターシステムも上越市のシステムを改修して統合することが合理的であるというふうを考えているところでございます。

続きまして、(3)でございますが、導入システムに差があり、運用方法も異なっていると。これは各市町村の事情、考え方によりまして当然のことでございますが、保有システムが多い市町村のシステムに統合した方が保有システムの少ない市町村のシステムに統合するよりも新規の開発部分などが少なく、合理的あるいは経済的であるというものでございます。

続きまして、(4)でございますが、各業務で取扱うデータは上越市が最も多いと。一例を申し上げますと、世帯数は上越市が約67%、個人住民税のうち一応いわゆる市町村民税、こちらが約75%、児童手当受給者数が約67%と、データ量は当然のことながら上越市が最も多く、上越市のシステムに合わせてデータを加工して移行する方が合理的、経済的と言えるものでございます。

続きまして、その下の方に書いてございますが、現在の稼働システムに係る町村のデータを取り込むことを基本ということ念頭に置いたということでございます。

続きまして、3ページでございますが、合併期日までのシステム統合の必要性でございます。合併期日に一部システムを14市町村で並行稼働させるという場合の問題点を整理したものでございます。並行稼働いたしますには、市町村によってデータ形式、運用方法が異なりますためにコンピューターを連携させ、運用するという必要がございます。14市町村のコンピューターすべてにその機能を持たせる改修が必要となるということございまして、合併期日までにシステム統合するよりは余計な改修経費が必要になるということを考えてございます。また、並行期間の異動情報は14市町村でデータ形式が異なりますことから、データ変換等の統合作業をコンピューターで随時行う必要がございます。操作によっては誤った情報を作成する危険性もあると。また、窓口におきまして必要以上の確認作業を要することなど、行政サービスの低下を引き起こすことが予想されるということ考えてございます。したがって、システム統合の日には合併期日と同一とすることが基本方針ということで、これが合理的ではないかというふうに行っているところでございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。稼働システムの状況でございます。現在上越市で稼働しているシステムは、将来の電子市役所を見据えまして平成14年に最新の処理方式を登載しましたシステムを整備してございまして、合併後のシステムとしても十分なシステムであるというふうに思っております。基幹系システムは5ページ、6ページにございましており、14市町村で全体で534システム、統合する上越市においては61システムでございます。

続きまして、7ページから11ページをお開きいただきたいと思います。統合に当たっての課題と解決策でございます。これは、主に技術面の観点から課題と解決策を示してございます。

9ページのまとめの表には、専門的、技術的な課題に対する対応方針をまとめてございます。対応方針の基本は安全、確実にシステム統合を進めるため、上越のシステムへの統合のための必要最小限度の改修を早期に行うこととしております。

続きまして、12 ページ以降でございますが、統合システムの概要でございます。14 ページから 15 ページにかけてのシステム改修の内容につきましては、改修の原因、目的ごとにシステムの改修内容を整理してございます。改修の最も多いのは、合併に伴う事務の処理の変更や地方交付税算定のため、いわゆる算定替の算定のためですが、旧市町村データを識別するための改修など新規に必要な事務処理に伴うものでございます。

続きまして、17 ページ以降でございますが、データ移行の方針でございます。データ移行につきましては安全、確実に、しかも短期間で移行を完了することが重要としております。基本的には、17 ページの図表にございましており上越市のシステムに取り込むためデータコードの統一、レイアウト変更など技術的な統一、整合作業を図った上で移行することになるものでございます。また、不足データ項目、加工を要する項目は手作業で入力することとなります。具体的な移行方法は、19 ページをごらんいただきたいと思いますが、データ移行には各町村ごとに移行プログラムを開発しまして、すべてに共通な形式のデータに加工しまして上越市に取り込むということになります。

21 ページ以降でございますが、庁内本部と本庁、支所を結ぶネットワークの統合についてでございます。地域に密着して従来どおりの行政サービスを提供する支所においては、本庁と変わらないコンピューター機能を確保するために信頼性が高く、高速、大容量の大きな回線整備が必要となります。加えて、住基全国ネットとの接続、インターネットとの接続、国が推進しておりますところの総合行政ネットワークなどへの参加など、ネットワークにも高度の安全管理対策を十分に行うこととしてございます。

最後に、25 ページ以降でございますが、統合スケジュールでございます。合併期日以降の統合で間に合うシステムを除きまして、合併期日までには統合を完了する計画でございます。後ろにシステムごとのスケジュールをつけておりますが、それぞれのシステムは複雑に連携しているため、関連するシステム間で調整したスケジュールでございます。

最後に、一番最後のページでございますが、このたびの基幹系システム統合に要する概算費用を掲げてございます。合計で 15 億円余りと、前回の第 3 回の合併協議会でご報告いたしました概算費用に比べまして 2 億円ほど減少してございます。これは、データ移行の方法につきまして再度検討を行った結果、減少したというものでございます。

なお、システム統合作業は 14 市町村が共同で行うものでございますが、実施に当たっては上越市の基幹系システムに 13 町村のデータを取り込むということの基本といたしておりますので、事務を一括して行うため、地方自治法の規定に基づきまして、当上越市が 13 町村から事務の委託を受けて行う必要があるということで、そのような形で進める予定でございます。また、それにかかる経費につきましては、全経費につきまして 14 の市町村が一定の割合でそれぞれ負担するというところでございます。これにつきましては、報告は昨年 12 月の末で行ったわけでございますが、これを踏まえて今現在各 14 市町村それぞれの議会を臨時に開いていただきまして、所要の議決をそれぞれ既に行っているところも含め、対応していただいているところでございます。

以上、法定合併協議会の方には今回正式に最終報告を報告させていただきました。委員の皆様方のご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。



○木浦正幸会長 それでは、これより協議に入らせていただきたいと思います。

まず、本日の協議事項について説明させていただきたいと思います。本日の協議次第、これをごらんいただきたいと思いますが、本日はまずは構成市町村の合併に関する協議として協議する事項として、前回ご提案させていただきました特別職の身分の取扱い、各種事務事業の取扱い（その 3）の二つの事項を採決させていただきたいと思っております。また、市町村建設計画の作成のため協議する事項のうち前回提案とあわせて説明をさせていただきました計画策定の方針、新市建設の基本方針の二つの事項についても採決をさせていただきたいと思っております。

次に、本日ご提案する事項といたしましては、構成市町村の合併に関する協議として協議する事項であります農業委員会の取扱い、地域審議会及び地域自治組織、仮称でございますが、の取扱い、各種事務事業の取扱い(その4)、そして市町村建設計画の作成のため協議する事項であります新市の施策及び事業、さらには構成市町村の合併に関し必要な事務として他の合併協議と並行して協議する事項であります新市の名称の五つの事項についてご協議をいただきたいと考えております。

なお、前回の協議の際にご連絡をさせていただきましたが、本日の協議会終了後引き続き議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会、自治基本条例に関する小委員会の二つの小委員会を開催させていただきます。詳細につきましては、協議会終了後事務局が説明させていただきます。

○

2 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 特別職の身分の取扱い

○木浦正幸会長 それでは、協議 1、構成市町村の合併に関する協議として協議する事項のうち特別職の身分の取扱いについてでございます。

提案につきまして事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、特別職の身分の取扱いにつきましては前回の第 4 回の協議会の資料、こちらの構成市町村の合併に関する協議書 1 ページをお開きください。改めまして、合併協定書記載文案を読み上げまして説明にかえさせていただきます。

各町村の常勤の特別職の職員(三役)はその職を失うこととする。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、特別職の身分の取扱いにつきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○平野誠市委員 柿崎町の平野と申します。本件につきまして合併協定書の記載文案には何ら異論はないわけでございますが、前回、第 4 回の協議会の中で地域アドバイザーの件が過去に附帯制度として今まで私どもに示されてきたわけでして、先回のこの特別職の関係につきまして地域アドバイザーの制度については合併協議と切り離して別途協議したいという内容の説明であったかとございます。そんなことでいろいろと上越市議会の皆様方のご理解が得られなかったというようなこともお聞きしておるわけでございますが、この合併協議と切り離して別途に協議したいということになりますと、今回この記載文案を採決した以降には私どもの表にはこういったものが出てこない、そういったふうには感じられます。そんなことで別途の協議というのは会長という立場でなく、また上越市長としてどういうふうなお考えでおられるのか、その辺を若干お尋ねしておきたいというふうに思います。

○木浦正幸会長 前回の第 4 回の協議会でもご説明お答えさせていただいたとおりでございますが、今平野委員がおっしゃったとおり特別職の処遇ということで議論されることによりまして、住民の正しい理解が得られないということも想定されましたことから妥当ではないと考え、削除させていただいたということでございました。結論からいいますと、地域アドバイザーにつきましては合併の議論とは切り離して、市長の附属機関としてその必要性をよくまた精査させていただいた上で検討すべきものというふうに考えているところでございますので、そのようにご理解を賜りたいというふうに前回お話ししたわけでございますが、今もそのとおりであるというふうに思っているわけでございますので、ぜひ地域アドバイザーという役職の必要性、そしてまたいろんな意味からそういうものを精査させていただいて、文字どおり検討すべきであるというふうに考えておりますので、そのとおりにご理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

どうぞ。

○平野誠市委員 大筋では、今の会長の話で理解できるところでございます。今ほど改めて会長から 14 の心を一つにしてこれから積極的に合併協議に臨みたいという大変力強い決意もあったわけでございますので、私ども 13 町村におきましてもこれから 21 万都市、一刻も早く住民がなじめるような都

市形成をつくるためにも地域アドバイザー、この辺の運用の仕方、位置づけを明確にさせていただきたいし、またこれに関連しまして上越市議会の皆様方からも賢明なるご判断をいただければというふうに思っております。

以上です。

○木浦正幸会長 ご意見として賜っておきたいと思えます。

なお、平野委員ご質問の中でお話しになられましたけども、上越市議会によりという話がございますけども、私の提案の中で削除させていただいたというふうにご理解賜りたいと思っております。貴重なご意見として受けとめさせていただきたいと、こう思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、特別職の身分の取扱いにつきまして採決をさせていただきます。このことにつきまして原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、特別職の身分の取扱いにつきましては原案のとおり決しました。

2 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 各種事務事業の取扱い(その3)

○木浦正幸会長 続きまして、各種事務事業の取扱い(その3)についてでございます。

提案について事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 この各種事務事業の取扱い(その3)につきましても、前回お配りさせていただきました第4回の協議資料の中の2ページをお開きください。あわせまして、別冊資料をそれぞれごらんいただきたいと思います。合併協定書記載文案を読み上げまして、説明にかえさせていただきたいというふうに思っております。

別冊「事務事業一覧(その3)」1ページ及び2ページの170件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。

別冊「事務事業一覧(その3)」3ページの7件の事務事業については、合併後、段階的に上越市の制度に統一する。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、この各種事務事業の取扱い(その3)につきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたしたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い(その3)について採決をさせていただきます。このことにつきまして原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、各種事務事業の取扱い(その3)については原案のとおり決しました。

2 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 農業委員会の取扱い

○木浦正幸会長 続きまして、本日の提案事項に入らせていただきます。

まず、農業委員会の取扱いについてでございます。

提案につきまして事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 今回の資料の協議資料、構成市町村の合併に関する協議書の1ページをお開きく

ださい。なお、本日机の上にあわせて配付しました市町村合併に伴う農業委員会の報告書をこちらにあわせてごらんいただきたいと思います。この協議項目につきましては、合併関係市町村の農業委員長と事務局長で構成いたします合併に関する農業委員会設置調整会議が開催されまして、その結果が12月15日付で当協議会会長あてに報告がなされました。その報告をもとにしまして協定書記載文案を作成し、過日の幹事会で協議、調整の上、本日提案させていただいたものでございます。なお、報告書につきましては既に皆様方のお手元にありますので、改めてご報告は申し上げませんので、ごらんいただければというふうに思っております。それでは、合併協定書記載文案を読み上げまして説明にかえさせていただきます。

- 1 編入される町村の農業委員会は、上越市の農業委員会に統合することとする。
- 2 農業委員会の委員の任期等については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項及び第2項の規定を適用することとする。
 - (1) 編入される町村の農業委員会の選挙による委員は、40人に限り、引き続き上越市の農業委員会の選挙による委員として在任することとする。この場合において、上越市の農業委員会の選挙による委員として在任する者は、編入される町村の農業委員会の選挙による委員の互選により定めることとする。
 - (2) 特例の期間は、上越市の農業委員会の委員の残任期間とする。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、農業委員会の取扱いにつきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いしたいと思いますが、なおこの農業委員会の取扱いにつきましては次回の第6回の協議会でお諮りをさせていただき予定でございます。それでは、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、ご意見、ご質問等がないようでございますので、農業委員会の取扱いについての協議を閉じさせていただきたいと思っております。

○

2 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱い

○木浦正幸会長 続きまして、地域審議会及び地域自治組織、これは仮称でございますが、の取扱いについてでございます。

提案につきまして事務局より説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、協議書の2ページをごらんください。こちらにつきましても、合併協定書記載文案を読み上げまして説明にかえさせていただきます。

1 地域協議会

- (1) 市内の一定の区域に係る施策にその区域の住民の意見を反映させるため、地方自治法に基づく市長の附属機関として地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- (2) 協議会は、現在の各町村の区域ごとに置く。
- (3) 各区域に置く協議会の名称は、合併前に各町村が案を作成する。
- (4) 協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要となる。また、市長の諮問に応じ、次の事項等を調査審議し、答申する。さらに、これらの事項等に関し市長及び当該区域を所管する支所長に自主的に意見を述べることができる。
 - 当該区域において行われる施策（予算措置を伴うものを含む。）の策定及び実施に関すること
 - 当該区域における重要な施設の設置及び廃止等に関すること
 - 新市建設計画の当該区域に係る変更及び実施に関すること

(5) 協議会は、委員をもって組織する。委員は、その協議会の区域において選挙された者を市長が選任する。なお、選挙された者の数が定数に満たない場合においては、市長が必要に応じて選任する。

(6) 協議会の委員の定数は、現在の議員定数を目安におおむね 10 人以上 25 人以下の範囲内で、合併前に各町村が案を作成する。

(7) 協議会の会議は、必要に応じて開催する。

2 地域自治組織（仮称）

地域自治組織（仮称）については、法律の改正等があった場合には、合併後も含め、改正等の内容を考慮して検討する。

以上でございます。

○木浦正幸会長 地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いにつきましては、本日皆様にお諮りした上で小委員会におきまして調査、審議を行うことといたしたいと考えておりますが、ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問等がございましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○橋爪法一委員 吉川町の橋爪でございます。先ほどの会長さんの新市に向けた新しいまちづくりのいろいろなお話大変興味深く聞かさせていただいたんですが、会長さんが言われた新しい時代にふさわしい地域力を持ったまちづくりを進めていく上で、今ここに出された協議事項、これをどういう内容で実現していくかというのは非常に大事なことのひとつだと思うんです。この高橋さんが読まれた文言をずっと見ていきまして、もし会長が挙げたようなことを素直にとらえて実現していくという場合に、私はもう一步踏み込んだ文言が必要だと思っています。それは何かといいますと、地域協議会がまさに地域内の意見を集約して、自主的に意見を述べていって、それが新市のいろんなまちづくりに反映するという仕組みをきちんとつくっていく、これが大事だと思うんです。そういったときに、例えば（4）の中にこういうふうに書かれています。また、市長の諮問に応じ、次の事項等を調査審議し、答申すると。さらに、これらの事項等に関し市長及び当該区域を所管する支所長に自主的に意見を述べることができる。これだけでいいんでしょうか。私は答申したら、その答申を新市の市長が尊重する。あるいは、意見を述べたら新市の市長なり支所長がそれを尊重してまちづくりに当たっていくと、行政運営に当たっていく、こういうものがあってもいいんじゃないかと思えます。これ私の意見ですので、こういったことを踏まえて今後議論をしていっていただきたいということでございます。

○木浦正幸会長 また、小委員会の方で調査、審議をお願いさせていただくところでございますので、また今の意見も参考にしながらそれぞれの小委員会の場でまた発言もいただければ幸いかなというふうに思っております。まずもって今の意見として受けとめさせていただきたいと、こう思っております。

それ以外に。

どうぞ。

○村山尚祥委員 大湊町の村山です。小委員会には、事務局の方たちが説明として出られるかどうかと確認されていませんので、そのことであらかじめ基本的なことで伺いたいと思えます。前段は今ほど橋爪委員が言われましたけども、もう一つ聞きたいのはこの協議会という名称を含め、また期間が特例法では 10 年だけど、それも明記していないことを踏まえれば、今回の提案はまさしく特例法の範囲を超えたものと解釈していいのかどうか。そして、そのことははっきり言えば新市、もしくは現在市も含めてきちっと条例化する中で進むものと解釈していいかどうかの基本的な考えを伺いたいと思えます。条例化する、しないもあるんですが、そのことについてですが、例えば各地域の協議会の名称は各地域で決めるにしても、その協議会の運営方法あるいは協議範囲とかいうものについては当然新市一体の中では統一性が図られると思えますが、そうしたものにおける運営規約的なもの、あるいは会議規則的なものについては当然つくられると思うんですけども、これはいつごろまで、逆に言えばこの地域、この合併協議会の中でそこまで踏み込んで作業されるのか。それとも、現在の上越市

議会において設定されるのか。それとも、新市の中でやられるのか。その基本的な考えについて伺いたいと思います。

○木浦正幸会長 まずもって小委員会には事務局が出席予定でございますので、そのようにご理解を賜りたいと思います。

地域協議会につきましては、事務局から名称、期間、特例法の範囲内かどうか、条例化も含めてということでございますので、その質問、事務局からお願いします。

○野澤朗事務局次長 事務局の野澤でございます。よろしくお願いたします。小委員会につきましては、今会長申し上げましたとおり事務局員、説明、また事務作業等をお手伝いさせていただき予定でございます。

今のご質問、端的にお答えいたしますと、まずご質問のとおり最初のこの地域審議会、今は協議会という呼び方でございますが、この設置を考えるに当たっては合併特例法の範囲を超えようということから議論をスタートさせていただいているものも含めまして、十分ご案内のとおり内容は合併特例法の地域審議会を超えるものになっているというふうに考えるところでございます。この辺の詳細につきましては、どのように範囲を超えているかということにつきましては小委員会の方でまたご議論させていただければと思っておりますが、ただこれ一言で範囲を超えていると申し上げましても、なかなかここは権能との問題で申し上げますと非常に難しい部分もございまして、ただ、明確に申し上げられますのは、市長の求めに応じて答申するだけではなくて、自主的に意見を述べることができるということが極めて大きい部分でございますし、その他地方制度調査会の方で答申なされました今後の地域協議会のあり方をも先取りしたのものにはなっているものというふうに私どもは理解しております。

それから、当然ながら市長の附属機関として設置させていただきますのは、これも条例設置になるわけでございますので、その条例に定めるべき事項、それから今規則等にゆだねるべき事項あるのかということでございます。この辺は当然ながら条例で定め、規則で定め、必要によっては要綱等でまた補完をするという形になると思いますが、そここの部分につきましてもどこまでを共通案件といたしまして条例に決めていくか、この辺もまたこの地域協議会の議論の中でさせていただくのかどうかにつきましては今後まさに小委員会の中の議論であろうかと思っております。しかしながら、この合併協議におきましては今合併協定書を皆さんで確認をし、このような協議会をつくらうというところが一つの大きな役割でございます。その後につきまして詳細等々もちろんその条例の成文案につきましては何らかの方法でつくっていくことになろうかと思っております。ただ、そのつくり方の方法につきましては上越市議会と、また上越市民というところの一つの範囲がございまして、これは前回のご議論の中でもございましたように、あるいは一つの考え方として廃置分合の申請の議決が完了しまして、それぞれの自治体として合併を最終的にご判断いただいた時点におきましては、場合によっては上越市及び上越市議会との協議、それから全体的な意思決定の判断の中でそれらの協議の枠を広くとるということもあるものと思っております。しかしながら、技術的な整理をさせていただければ、法定合併協議会でこの条例案文まで議論するかということになりますと、これは合併協議会という役割と、その辺の整合というのはいかがかなということは事務局としては思っております。

以上でございます。

○木浦正幸会長 どうぞ。

○村山尚祥委員 事務局の説明はわかりました。それで、編入を受ける立場で先ほどあいさつされた木浦市長に伺いたいんですが、基本理念としてこうした地域協議会、地域的組織をつくるということについては、はっきり言えば現在の町村における議会に近いような議事機関的な住民自治組織にまで限りなく近づいていくような意識を持って、こうしたいわゆる地域運営といいますが、新市の中における一つのエリア運営といいますが、そういうものを考えているのかどうか。受け入れる立場の市長としての、エリアという言葉が出ておりますが、そうしたエリアの発展、エリア運営についての考え方と地域協議会との関連性について基本理念があったら伺いたいと思います。

○木浦正幸会長　そもそも論からいいますと、合併協議の中で随分周辺の町村の住民の皆さんから心配で、一番心配な点はその地域が将来的にいろんな発想があるけれども、どう反映されるのかと。中心だけがよくなって、周辺が取り残されるんじゃないかということをしちんと補完をする機能として、まず組織としてそれらの地域審議会並びに地域自治組織というものを置いていこうという考えでございまして、それぞれ議会制民主主義の中でやっておりますから、きちんとした一つの都市の中で理事者側から提案したものを議会議決を得て前へ進ませていただくという法律論からいきますと、議会が最大限議会の議決というものが尊重されるべきものだというふうに思っておりますので、そこがやはり一線を画していかなければならないのではないかと。しかしながら、さっき言いました各町村の住民の方々の意思というものがきちんと反映されるような組織、これがやはりつくられなければ、なかなか将来を見据えた、将来を希望するような意見が反映されるような組織、こういうものをきちんつくることによって皆さんの意見は無視されないで、逆に尊重されて、その意見が市長のところへ行くんだという図をしっかりとつくることによって住民の皆さんから安心して合併に進んでいただくということをつくっていくという考えでございまして、そのようにご理解を賜りたいというふうに思っているところでございます。

それ以外にご意見、ご質問。

どうぞ。

○保坂いよ子委員　質問といいたし、地域審議会のことについては本当に地域住民の声がここに届けられるんだなということで、そのことについては問題はないんですけども、この協議会の権限といいたし、どれだけここでもって審議されたものが実現に向かって歩まなければ何もならないわけですから、それを地域審議会がどれぐらいの権限を持っているのか。

それから、この各地域で非常に皆さん一生懸命ですので、いろんなやりたいことを出してこれらと思うんですが、それらを調整する場がなくていいんだろうか。はい、みんな受けとめましたということでは大変なことになると思うんですが、多分それは議会という制度のところを持っていかれるんだと思うんですが、その辺の分をここの中に書いておかななくてもいいのんだろうかという感じを持ちました。

以上です。

○木浦正幸会長　大分中身の議論に入ってきて大変有意義な議論だと思っておりますけれども、それまた今のは議事録にきちん残りますし、また小委員会の方でその議論をそのような方向でまた展開していただいて、そして小委員会の方で一つ一つ協議をしていただいて、方向性も定めてきていただくと、この協議会の中で議論がしやすいことになっていくんじゃないかというふうに思っておりますので、そのようにお願いをさせていただければというふうに思っているところでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長　それでは、ご意見、ご質問等がないようでございますので、地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いについては、地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いに関する小委員会におきましてこの内容で調査、審議を行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長　それでは、小委員会におきましてこの内容で調査、審議を行うことといたします。

○
2 協議　（１）構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 各種事務事業の取扱い（その４）

○木浦正幸会長　続きまして、各種事務事業の取扱い（その４）についてでございます。

提案について事務局から説明願ひます。

○高橋克尚事務局長 協議書の今回は3ページをごらんください。あわせて、別冊の資料もごらんいただければと思います。今回提案の調整案につきましては、全体で32件の事務事業についてでございます。合併協定書記載文案を読み上げまして、説明にかえさせていただきます。

別冊「事務事業一覧(その4)」1ページの27件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。

別冊「事務事業一覧(その4)」2ページの2件の事務事業については、合併後、段階的に上越市の制度に統一する。

別冊「事務事業一覧(その4)」3ページの3件の事務事業については、合併後、段階的に新制度、新基準を適用する。

また、別冊資料の4ページから6ページ、こちらの方にはこれまでと同様にいたしまして上越地域法定合併協議会準備会でご了承いただきました住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針、238項目の調整方針と異なります調整案となった事務事業をお示ししてございます。このうち今回提案分につきまして該当する部分の事業は、表の中の白地の部分で6項目10件となっております。なお、このうち3件につきましては二つの項目に重複して該当しておりまして、実際には7件の事業でございます。具体的に申し上げますと、5ページの下の方に施設利用学習の事業がそれぞれの市町村関係各種助成制度と中学校関係助成制度の2項目にまたがっておりまして、次の6ページの下の方にも遠征費交付金と通学援助費の二つの事業がそれぞれ同じ2項目に該当しておりまして、都合3件の重複となっております。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い(その4)につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたしますが、この各種事務事業の取扱い(その4)につきましては次回の第6回の協議会の場でお諮りをさせていただき予定でございます。それでは、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、ご意見、ご質問等がないようでございますので、各種事務事業の取扱い(その4)につきましての協議を閉じさせていただきます。

なお、今回の採決につきましては今回提案の件を一括でお諮りをさせていただきたいと考えております。なお、個々の事務事業の調整の詳細につきましては、各市町村の合併担当者へお問い合わせをいただければ幸いです。

2 協議 (2) 市町村建設計画の作成のため協議する事項について

- 計画策定の方針
- 新市建設の基本方針
- 新市の施策及び事業

○木浦正幸会長 続きまして、協議(2)の市町村建設計画の作成のため協議する事項でございます。

前回は、新市建設計画の全体像をご理解いただけるよう市町村建設計画の作成のため協議する事項の四つの協議事項のうち、計画策定の方針と新市建設の基本方針についてのみ説明させていただいたところでございます。きょうは、新市の施策及び事業と財政計画につきましては、より具体的な内容をご提案する際にあわせて説明するという取扱いにさせていただきましたので、説明を省略させていただいたところでございます。本日は、前回説明させていただきました計画策定の方針と新市建設の基本方針についてご決定をいただきたいと思いますと考えております。

それでは、二つの事項をあわせ、事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、前回の協議会で配付させていただきました市町村建設計画の作成のための協議書の1ページから3ページ及び4ページをごらんください。この協議事項につきましては、新市建設計画作成のための考え方をまとめたものでございます。本日計画策定の方針と新市建設の基

本方針を新市建設計画の作成のための方針としてご決定をいただきまして、その結果をもとに新市の施策及び事業と財政計画についてご協議いただくこととなります。この点についてご留意いただきましてご検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

- 木浦正幸会長 それでは、計画策定の方針及び新市建設の基本方針につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 木浦正幸会長 それでは、それぞれ採決をさせていただきたいと思っております。

まず、計画策定の方針について採決させていただきます。このことにつきまして原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、計画策定の方針については原案のとおり決しました。

続きまして、新市建設の基本方針について採決をさせていただきます。このことについて原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 木浦正幸会長 ご異議なしと認め、よって新市建設の基本方針につきましては原案のとおり決しました。

続きまして、本日の提案事項に入らせていただきます。

新市の施策及び事業についてでございます。この新市の施策及び事業につきましては、今ほど計画策定の方針と新市建設の基本方針が決定されたことを受けまして、本日改めて提案し、ご説明するものでございます。

それでは、提案につきまして事務局から説明願います。

- 高橋克尚事務局長 それでは、これも前回お配りした資料の今回は5ページをお開きください。本日また別途具体的な共通事業の一覧をお手元にお配りしたわけですが、その前に全体の考え方等々についてご説明を申し上げます。新市の施策及び事業としまして、事業選定の基本的な考え方と整理させていただいた点が3点ほどございます。まず、13の町村の事業につきましては総合計画が、これが合併と伴いまして消滅することにかんがみまして、それぞれの事業を新市の建設の根幹となるべき事業のみならず、各町村の総合計画なり、その他の計画等々に位置づけられた事業で必要と思われるような事業、これについての位置づけが必要ではないかという考え方が一つでございます。

続きまして、上越市におきましては今後も総合計画が存在しますことから、事業全体の形は総合計画の中でございますので、合併後の新市の根幹となるべき事業のみをまずは新市建設計画に位置づけるという考え方でございます。

次に、新市建設計画につきましては合併後の上越市の財政状況を考慮いたしまして、合理的で健全な財政運営に裏づけられた着実な計画という観点から、財政計画におけます普通建設事業に充当できる財源の範囲内で計画に登載する事業を選定したらいかがかというふうに考えてございます。

続きまして、合併特例債についてでございますが、合併後の上越市の財政状況や各事業の適債性等を総合的に勘案いたしまして活用するという建前におきまして、事業の財源としてより有利な起債への振りかえ措置としての活用を原則として考えてございます。具体的に申し上げますと、合併特例債を消化するために、あえて事業を物色するというのではなく、合併に伴って必要な事業の財源として合併特例債が仮に活用できるのであれば優先的に活用していこうという考え方でございます。

続きまして、2、対象事業でございます。新市建設計画のスパンでございますが、合併後10年間を考えてございます。具体的には、平成17年から26年にかけて上越市において実施を予定する事業に登載するという考え方でございます。

その事業でございますが、以下のとおりの区分で考えているということで四つ掲げてございます。まず、一つでございます。共通事業、これはどういうことかといいますと、合併を契機といたしまし

て合併後の上越市が優先的に実施すべき事業、いわゆる合併に伴って必ずやらなければならないような事業、あるいは事業効果が広域的にもたらされるもの、一応説明としまして合併後の上越市の一体性を確立を図る事業、広域幹線道路整備事業なり、情報ネットワーク等整備事業、合併後の上越市全体で取り組むソフト事業など、もう一つとして合併のメリットを生かす拠点性の高い施設整備事業、産業廃棄物処理施設整備事業など、最後に上越地方拠点都市地域整備基本計画に位置づけられた事業等々、これらにつきましては共通事業として新市、上越市が全体として進めていくべき事項という位置づけで考えたらいかがかというものでございます。

続きまして、次の6ページをごらんいただいて、地域事業でございます。こちらにつきましては、それぞれの地域に応じまして必要とする事業等々でございますので、各市町村の総合計画等に位置づけられた中で共通事業以外の事業で特性を生かした事業や地域課題に対応する事業を掲載するという考え方でございます。そのほか市町村間の行政サービスの水準の均衡を図るための施設の整備等々も地域事業の中で整理したらいかがかということでございます。

といたしまして、公営企業会計事業でございます。現在水道事業、下水道事業等々公営企業会計がございます。こちらの方で実施する事業という形で整理をさせていただいております。当然のように公営企業会計事業でございますので、独立採算を原則といたしておりますので、ある意味でいきますと料金回収が原則でございますので、ほかの事業とはある意味切り離した形での整理が必要ではないかということで、という形で位置づけをさせていただいたものでございます。

続きまして、でございます。県事業でございます。こちらにつきましては、県が事業主体となる事業でございます。こちらにつきましては、新潟県が策定しました地域計画に位置づけられている事業のうち合併後の上越市の建設の根幹となるべき事業について整理をしたらいかがかということと、地域事業が示されていない分野、事業については別途県の方と協議させていただきまして、協議が調った段階での事業を位置づけるという形で整理をさせていただいたところでございます。

続きまして、選定の手順でございます。こちらは別紙のとおりということで、次の7ページをお開きいただきたいと思いますが、それぞれの四つの事業、各市町村でまず事業選定を行っていただき共通事業と公営企業会計事業につきましてはまず事務局の方で原案の作成を行う、しかる後に合併協議会の小委員会でご提案させていただいて、から について事業の選定をしていただくという形でございます。その小委員会による事業選定が終了した暁には、この全体の協議会において事業決定をしていただくという運びで考えてございます。

また6ページにお戻りいただきまして、事業選定のための事業費配分でございます。先ほどの考え方にもございまして、合理的で健全な財政運営に裏づけられたという観点から、ある程度無尽蔵に事業費という形で考慮することはいかがかということで考えております。したがって、ある程度の事業費を目途にしまして、合併後の上越市として普通建設事業費に充当できる事業費から、まずは県事業の市町村負担分、この場合は上越市負担分でございますが、これを控除した額を地域事業と共通事業として使ったらいかがかということでございます。なお、公営企業会計につきましては独立採算という観点で普通会計事業における事業費配分は行いませんので、一般会計からの繰出金として計上をすることとしたりいかがかということでございます。

続きまして、共通事業と地域事業の関係でございますが、まずは共通事業をあらかじめ枠はとりあえず設けませんが優先的に充当することといたしまして、共通事業が決まり次第その残額について地域事業という形で各団体に配分をしたらいかがかというご提案でございます。なお、その際地域事業につきましては市町村間の公平性を保つために、それぞれの合併前におきます基金なり起債残高などの財政状況を考慮しながら、市町村単位で配分するという整理で行ってございます。以上が当事務局でのご提案の内容でございます。

あわせまして、今回の資料の方をごらんいただきたいと思いますが。市町村建設計画の作成のための協議書の新市の施策及び事業、対象事業の共通事業ということでA3判で資料をつくってございます。まず、1枚目だけ説明させていただきます。これは、各団体さんからいただきました候補となるべき

事業を整理させていただいた中で、まず当事務局の方でこれは共通事業としてはいかがかというものはとりあえず整理させていただいた残りにつきまして原案という形で提案させていただいたということでございます。これにつきましては、ごらんいただいたとおり、まず左側に施策区分でございます。これは何かといいますと、今まで準備会等々でランドデザインを作成してございました。その分野に応じて区分した場合どういった事業が計上されているかというものと、それぞれから、これは先ほどの共通事業の考え方でございますが、それぞれの区分に分けた場合どういったカテゴリに入るかというマトリックスでございます。とりあえず事務局で原案としてお示しさせていただいたのは全体で64件、総事業費で764億円、一般財源、起債ベースでいきますと585億円余りということになります。

これにつきましてでございますが、まずは小委員会において審議をいただくわけでございます。小委員会における審議といたしましては、まずはこの1件1件をそれぞれ共通事業としてマルかバツかということをする以前に、各団体持ち寄った際に若干の温度差もございまして、ということでございますので、まずは共通事業とは何ぞやというところをご議論いただいた中で整理していただいて、その後統一的な基準でもって事業の選定をしていただきたいというふうに考えてございます。したがって、その過程におきましては必要に応じて専門部会等々を通じまして、改めて各市町村に対して再調査することもあり得べしということで考えておりますので、何とぞその点ご理解いただきたいと思いますというふうに思っております。

以上でございます。

- 木浦正幸会長 新市の施策及び事業と本日お配りいたしました新市建設計画共通事業原案を始めとする具体的な事業につきましては、本日皆様にお諮りした上で小委員会におきまして調査、審議を行うことといたしたいと考えているところでございます。なお、本日お配りさせていただきました共通事業以外の地域事業、公営企業会計事業及び県事業につきましても、事業の具体案ができた段階で小委員会に逐次付託をさせていただき、調査、審議を行うことといたしたいと考えておりますが、その際には本日同様委員の皆さんにもお配りいたすことといたしたいと思っております。また、今ほど事務局長が説明申し上げましたとおり、皆様にお配りした事業原案の中から限定的に事業を選定するものではなくて、場合によっては各市町村に再調査もいたした上で十分にご議論いただくものと思っておりますので、委員の皆様方におかれましてはどのようにご承知おきをいただきたいと思います。

それでは、ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたしますと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

- 中村良平委員 清里村の中村です。ただいまの事業選定のための事業配分についてお伺いをいたします。共通事業の事業費には枠配分を設けずに優先的に配分するとありますけれども、示された金額を拝見しますと、全体となる804億円の73%となり、余りにも膨大なために地域事業が30%不足になってまいりまして、地域における事業ができなくなるような懸念がございまして、共通事業にもある程度のかせを必要とすると思っておりますが、その点お伺いいたします。
- 木浦正幸会長 私といたしましては、共通事業は合併することにより新たに整備が必要になるものなどについて、まずは最優先に考えなくてはならないものであるというふうに考えているところでありまして、普通建設事業費のおっしゃるような全体枠が決まっていることから、共通事業の額が大きくなれば当然のことながら地域事業費の配分は逆に少なくなってくることになるわけでありまして、ただし今ほど申し上げましたとおりそれらが合併に伴いまして新たに必要となってくるものであれば、例えば事業費が多くなるにしても共通事業としてやはり優先的に位置づけなくてはならないのではないかとこのようにも考えているところでございます。いずれにいたしましても、この件につきましては小委員会でも専門的にご審議いただくことになっておりますので、まずは提案の事業が共通事業としてふさわしいかどうかという観点から事業についての整理をさせていただいた上で、あるいは必要に応じて専門部会などを通じまして再調整することもあり得るといっても含めて、十分にご協議

をいただければ幸いであるというふうに考えているところでございますので、よろしくその点お願いしたいと思います。

ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いいたしたいと思えます。

どうぞ。

○内山米六委員 大瀧町の内山です。お願いをいたします。ただいまの説明ですと、この大きな表がA3の横判、ここで共通事業の該当項目として から まであるわけですが、この については先ほどの説明の中にA、B、Cのものにはない事業としてあるわけですが、この は全体の約40%に当たる事業になっております。中を見ますと、合併に関係なく、可否に関係なしに、広域行政の事業の中で整備をしなければならない事業が含まれております。私どもの見目では120億からなるわけですが、これは全体の枠から外すべきではないかというふうに思えます。要するに804億から外した枠内の事業ではないかというふうに思えますので、そういう精査が必要だというふうに思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、この後私ども小委員会の中でこれを審議していくわけですが、その上で804億円を試算した根拠となっています各町村の普通建設事業費、平成12年から14年だったと思うんですが、このそれぞれの市町村の生の数字をお示しをいただきたいと思います。それができるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○木浦正幸会長 それでは、事務局、お願いします。

○野澤朗事務局次長 まず、前段でございます。これまで広域行政組合でやっていたごみ処理等々の経費が共通事業で合併に伴う事業という判断はおかしいのではないかとご質問でございました。最終的には小委員会をお願いをしますので、個人的な見解というのは述べることはできません。ただ、なぜそれを入れたかと申し上げますと、合併に伴いましてこれまで広域行政組合でやっておりましたごみ焼却、し尿処理等々はすべて上越市の事業になるということでございます。したがって、新しい上越市がまたごみの処理場をつくり直すときに、今度は上越市としてつくらなければならないということでございます。そういう観点から申し上げますと、その財源を今までの各市町村の積み上げから来た普通建設事業費に充てていいかどうかの議論は別にいたしまして、少なくとも合併に伴って必要となる経費には当たるという判断をいたしました。でございますので、今内山委員おっしゃったようにそもそも経費を充てる場所が違うのではないかとご質問でございましたので、この辺はまさに小委員会のところで先ほどからお話し申し上げているような使い方と、その財源の考え方、今また各町村の普通建設事業費もご質問になられましたけれども、そこもあわせてご議論いただきたいと思いますというふうに思っております。

資料については、ちょっとまた答えさせていただきます。

○高橋克尚事務局長 まず、八百数億円ということでございますが、これにつきましてはまた詳しい資料も含めて小委員会の方でご披露させていただいた中で、なおかつ今回の整理した過程も含めて、事務局の方でどういった選別をさせていただいたかということも含め、ご報告をさせていただいて、ご審議いただければというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○木浦正幸会長 どうぞ。

○内山米六委員 今のお話で理解できる面がありましたが、ただ小委員会の中で審議する上で各町村の別の事業の内容を整理して資料として提示いただきたいと思いますというふうに思えます。一覧これ全部いただきますと、これはそれぞれの事業の内容でくりが異なりますけれども、町村はそれぞれまたがっておりますので、わかりません。ぜひお願いをしたいと思えます。いかがですか。

○木浦正幸会長 事務局。

○高橋克尚事務局長 ご趣旨は、町村別のということでございますね。了解いたしました。その資料を作成してご提出させていただきます。

○木浦正幸会長 そのほかにもございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、ご意見、ご質問等がないようでございますので、新市の施策及び事業及びその具体的な事業について新市の施策及び事業に関する小委員会におきまして調査、審議を行うこととしてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、小委員会におきまして調査、審議を行うことといたします。

○
2 協議 (3) 構成市町村の合併に関し必要な事務として他の合併協議と並行して協議する事項について

○ 新市の名称

○木浦正幸会長 続きまして、協議(3) 構成市町村の合併に関し必要な事務として他の合併協議と並行して協議する事項の新市の名称についてでございます。

事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、事前にお配りいたしました資料のうちの他の合併協議と並行して協議する事項に関する協議書、こちらの1ページをごらんいただきたいというふうに思っております。この協議事項につきましては、合併協定書に記載する協議事項ではなく、準備会からの申し送りとしたしまして、他の合併協議と並行して協議することとなっているものでございます。この間幹事会におきましては、小委員会での協議をしていただくための論点整理という形で協議、調整を行ってまいりました。それでは、論点の整理といたしまして幹事会の方で調整が整いましたものを読み上げまして、説明にかえさせていただきたいというふうに思っております。

(1) 新市の名称

市町村の名称を変更しようとするときは条例で定めるものとされており、合併する、しないにかかわらず、当該自治体の固有の権利である。

合併に合わせて上越市の名称を変更する場合は、現在の上越市の議会における条例制定による。したがって、上越市が最終的な判断をすることとなる。

これらを踏まえ、合併協議会においては、上越市の名称を変更するかどうかを含め、議論する。以上でございます。

○木浦正幸会長 新市の名称につきましては、本日皆様方にお諮りした上で、小委員会におきまして調査、審議を行うことといたしたいと考えておりますが、ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたしたいと思っております。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、ご意見、ご質問等がないようでございますので、新市の名称につきましては新市の名称に関する小委員会におきましてこの内容で調査、審議を行うこととしてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、小委員会におきましてこの内容で調査、審議を行うことといたします。

ここで私の方から一つ提案をさせていただきたいと思っておりますが、本来でありますれば小委員会につきましては提案が決定された次回から審議を開始するということでございますが、少しでも早く審議を始めたいと考えておりますので、まことに急なことではございますが、委員の皆さんの賛同が得られれば本日から新市の名称に関する小委員会も準備的な位置づけで会合を持たせていただきたいと思います、このように考えておりますので、皆さん方のご理解とご協力をお願いいたしたいと思っております。

ただいまの私のご提案につきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、新市の名称についても本日小委員会においてこの内容で調査、審議を行うこととさせていただきます。

確認させていただきますが、本日協議会終了後に開催する小委員会は、議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会、自治基本条例に関する小委員会、そしてこの新市の名称に関する小委員会をそれぞれ開催することといたします。詳細につきましては、協議会終了後事務局から説明を申し上げますところでございます。

○

3 その他

○木浦正幸会長 最後に、その他の項でございますが、委員の皆様方からのその他の項ということで何かございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○小関信夫委員 柿崎の小関でございます。先ほど報告の中に、市町村合併に伴うシステム統合についてご報告がされました。そしてまた、その内容の中には議決された町村もあるかに聞いていますし、またいろいろ特別委員会等で諸問題が出ていることも漏れ伝わってきているところであります。その関係でもって、この点について質問等をしてよろしいでしょうか。まず、その1点確認しておきたいと思います。

○木浦正幸会長 どうぞ。

○小関信夫委員 許可が出ましたので、一、二質問してみたいというふうに思います。

一つは、15億円という大きなシステム変更の事業がなぜ合併協議会の協議事項にならなかったのかどうか、そこら辺お聞きしたいんです。全国的に見ると、この協議事項が上越の場合は規約の第3条第1項1号の協議事項の中に1から15まであるんですけども、私はこの15の中に入るといふふうに思っていたんですけども、合併協議会に参加させていただいてから事務局案でもってぼこぼこ、ぼこぼこ進んでいくと。そういう中で結果的には21日までの各町村の臨時議会でもって議決するというふうにならなかつたんですけれども、1点目は15億円もするシステム変更の事業がなぜこの協議会の項目にならなかったのかどうか、そこら辺でまず1点お聞きしたいと思います。

○木浦正幸会長 事務局、じゃお願いします。

○野澤朗事務局次長 お答えいたします。

少なくともこの法定合併協議会、合併に関する協議を行うことで皆様方から議決をいただいて、集まっております。加えまして、協議事項につきましても最終的にはこの場でどの項目について協議をさせていただくかということをお聞きして皆様と一緒に考えて決めさせていただいた経過でございます。今ほど15億円かかる云々というお話ございましたけれども、お金の問題というよりも、みんなで協議をし、決めることがどのあたりかということ整理した上で、合併協議会で決めるべき事項を整理したわけでございます。そういう点から申し上げますと、システムの統合という問題につきましては、今まさに事務の中の一つの手法、道具といたしましてコンピューターを使っているのはこれ既定の事実でございます。そのことをどのシステムに合わせるのかということにつきましては、これは先ほど事務局長がお話ししましたように、まさに皆様方から決めていただいた予算の中で上越市が調査をいたしまして皆様方にご報告をした。中間報告もさせていただいております。その際には、若干17億円という金額ではございましたけれども、金額の変更については先ほど事務局長申し上げたとおりでございますし、またシステム統合のあり方について上越市のシステムに合わせるのが一番よいという報告もいただいているところでございます。その結果を各市町村にご連絡をし、それぞれの市町村とまたご相談するわけでございますけれども、一方事務方といたしましてもシステム統合の専門部会の方で上越市のシステムに合わせようということをお聞きをさせていただいてきているわけでございますし、そのことはまたこの協議会でもご報告をさせていただいたところでございます。そういったことも含め合わせまして、合併協議会になぜ金額が多いのにならなかつたのかということではなくて、合併協議会で協議をいたします案件ということでは、私どももまたご提案させていただいたときには、皆

様方もまたそのようにお考えをいただいて整理は進んできたというふうに考えております。ただ一方、非常にこれは重要な問題でございますから、それぞれの自治体に今事務委託ということまで含めて議案をお願いをし、まさにご議論をいただき、決定をいただいているというところでございますので、ご理解をいただきたいというところでございます。

○木浦正幸会長 どうぞ。

○小関信夫委員 全国的に見ればいろいろなところがございます。やっぱり廃置分合といいますか、ほぼ最終的な合併をすると、そういう議決後でなければやらないところもあるようですし、そこら辺の関係が金額がどうのこうのというよりも、例えばシステム変更の電算の問題についても協議事項になっている箇所もあります。先回の中間報告のときに、この議決を全国でいろいろやっているところもあるというふうに会長さんからのご説明もあったように聞いているんですが、協議事項になっているところも具体的にはあるわけです。そこら辺について、なぜ例えば確かに合併後には電算システムが必要なことは重々わかりますけれども、じゃ一括上越市の事業としてやって、合併後に各町村から例えばお金集めてもらったって別に問題は私はないと思うんですけど、そこら辺も含めて全国的にはちりちり、ばらばら。じゃ、具体的に総務省がどういった見解を出しているか、ひとつお聞きしたいと思います。

○木浦正幸会長 事務局、お願いします。

○野澤朗事務局次長 まず、総務省がどういう見解を出しているかではなくて、この地域としてどういう手法が正しいかということでお考えをいただきたいし、私どもはそのように考えたつもりでございます。

まず、一つでございますけれども、なぜ協議項目になっていないかということでございます。繰り返しますけれども、協議項目で決めるものと自治体間同士お互いにまた決めるものと、これはいろいろあってよいものと考えております。そこはいろいろあると小関委員もおっしゃっておりますし、その地域のいろんな考え方があるのだろうというふうに思っております。

それから、1点、今小関委員がおっしゃった一つの手法として、上越市がやって、そして後から町村がそれに対して何らかのお金を払えばいいではないかというご発言ございました。これはまさにこの仕組みから申し上げますと、余り適切ではない方法でございます。すなわち、どういうことかと申し上げますと、やはり事務事業、私ども上越市はこのシステム統合を合併を前提としてシステムの改修をさせていただくわけでございますけども、小関委員おっしゃったとおり、まだ廃置分合という最終的なご議決はいただいておりません。したがって、それぞれ皆様方と同じ仕事を一つやるには上越市だけがその事務をやって、ほかの皆様方はどうぞ後で入ってくださいというやり方は、これはできません。一つの事務として行う以上、それぞれの町村の方々もこの事務は必要だと、1月1日目指してみんなで準備しようということをお互いに確認をし、そのために必要な事務として委託をさせていただいて、そして例えばあるいはいろんな場合に備えて、いろんな場合のための清算条項も規約の中につくった中で事務を進める。これ極めて合理的で、かつ一番法律にのっとった方法であるというふうに判断をさせていただいて、各町村に今お願いをしているというふうにご理解いただけたらと思うところでございます。

○木浦正幸会長 どうぞ。

○小関信夫委員 この質問で最後にしますけれども、資料の中に法的根拠というふうに書いてある地方自治法の条文もありますけれども、じゃ具体的に地方自治法は、ここでこんなこと言うこともおかしいんですけども、新しい要するに自治体があるということをお前提条件でもってつくってあるやっぱり私は法律だと思うわけでありまして。そうなってくると、まだ新しい上越というのが廃置分合が終わればベストでありますけれども、そこまでいっていない。要するにこの法定協議会で14市町村が合併するか、しないかを定める場所であるというふうに私は認識をしています。そういった意味で、地方自治法の232条や222条かな、法令の問題を勉強してみましたけれども、そこら辺との関係がどういふふうになっているか。だから、その裏を返せばあえて協議会の協議事項にしないのかなというふ

うに私は思うんです。そういう状況もありますし、そこら辺がこれから各市町村でもって具体的に論議をされていくと思うんですけれども、そこら辺について新しくまだ自治体が決まっていないうのに、そういうことを前提にやっぱり出すということはいかがなもんかと思うんですけど、そこら辺どうでしょうか。

○木浦正幸会長 事務局。

○野澤朗事務局次長 お答えをいたします。

まず、一つでございますけれども、自治体がある、ないというお話ございました。今編入合併でございますので、現実的に事務をいたします上越市は存在しているわけでございます。そのシステムを合併に備えて改修をするというのが大原則でございます。ですから、上越市としてとり得るべき最適な方法を各町村の方々にもお願いをした。そして、その各町村の方々もみんなで1月1日の合併を現時点ではみんな決めていっている中で、準備怠りなくしようということで、そこはやっていただいているわけでございます。繰り返しますけれども、最終的な合併の判断である廃置分合議決、これは当然またご議決をいただくわけございまして、そのときまでにどのような事態が起こるにしても、そのようなことも含めて今回の規約の中でそのような場合の処理を持っているわけでございますから、完全に合併だけを見据えてこの仕事をしているわけではないということは、ここはご理解をいただきたい。

ただ、もう一点でございます。なぜ協議会でということ、またおっしゃっておりますけれども、逆に協議会ではこの事務は、合併のシステム統合の事務を協議会で行うことはできません。これは、あくまでも法人格を持っているもの、すなわち自治体が行うべき事務でございます。そうなりますと、自治体が行うべき事務ということになりますと、先ほどからも申し上げましたが、今編入合併で上越市がある中では一番事務を行うに適切なのは上越市ということになりますので、その上越市に対して町村は、繰り返して恐縮でございますが、事務の委託をしていただくと、こういう仕組みで今進んでいるということでございます。

○木浦正幸会長 その他の項で。

どうぞ。

○橋爪法一委員 今ほど小関さんが質問されたのに関連して、私もお尋ねしたいと思います。

はっきり申し上げまして、私も大変勉強不足だと思っていたんです。第1回目の合併協議会の中で16の協議項目決めました。私ももっと勉強しておれば協議項目にのせるべきだという提案をしたんですが、残念ながらそういう認識に至っていませんでした。ところが、11月の合併協議会の中でいろいろ議論してみたら、どうもおかしいということに気づきまして、全国各地の法定協の審議ぐあい見てみたら、小関さんが言われたとおり非常に多くのところで協議項目に掲げていた。そういうことで私も議会で問題にし、助役を通じて幹事会でぜひこれを協議項目としてのせてもらえないかという提案をしたところでございます。それがどうなったのかということをもっとお聞きしたい。

それから、もう一点、確かに今ほど野澤さんが言われたように合併協議会という組織で事業の発注することはできません。当然これは自治体が特定の業者に仕事をお願いするという形になろうと思えますけれども、ただそれにしてもそういう基本的な方針をいつ、どこで決めたのかというのが説明ない、高橋さんの先ほどの説明の中に、これは、きちんとやってください。この二つだけ確認しておきたいと思えます。

○木浦正幸会長 それじゃ、事務局。

○高橋克尚事務局長 幹事会等々のものにつきましては、今つぶさに記憶があるわけございませんので、議事録等々を確認した上でということになります。最終的な形は、ご意見はどうであれ最終的な協議項目としては、皆様にお諮りした項目で最終的なご了解いただいたわけでございますので、そういうふうに協議が調ったというふうに理解してございます。

あと、各団体でこういった形で手続を踏まれたかということでございますが、これにつきましては各団体の方にこういったシステム統合について負担を分任しあって、やりたいんだが、いかがかということで関係課長等々さん集まっていたいて、いろいろお願いをしていただいて、各団体のご理解

をいただいて、なおかつ各団体で今それぞれ議会に提案がなされているのかというふうに思っておりますので、ぜひそこをご理解いただきたいと思います。

○橋爪法一委員 私の質問とともに受けとめていただきたいと思いますけども、答えになっていません。確かに何を協議項目にするかということはこちらで決めました。でも、それ固定的に 16 しか協議項目に上げられないんだというような審議の仕方をしていいんですか。途中で消防団とか、あるいはシステムの問題、これやっぱりみんなで協議しようやということになったら、それをちゃんと俎上にも上げるというのが正しい審議のやり方じゃないですか。私はそれを言ったんです。だから、私も勉強不足だったから、途中でこういう提案をしたんだけど、どうなったかと、こういうふうに聞いたの。それ教えてください。

それから、今各団体が云々というふうに高橋さんおっしゃいましたけども、いつ、どこで決めたんですか。そこがわからない。

○野澤朗事務局次長 再度もう一度今のご質問にお答えさせていただきますけれども、合併協議の項目にするのかどうかということと、この事務のやり方が正しいのかどうかということとを違うということとはご案内の上でご発言だと思います。その点で申し上げれば、合併協議の項目について吉川町の幹事さんから幹事会でいかがかというご発言があった際に、幹事会の中で今のやり方のご説明があって、それはこの合併協議会でやるのではなくて、それぞれの自治体で議決を経るこの方法でやりましょうというふうになったと私は記憶しておりますが、今事務局長も申し上げたとおりつづさな議事録ございませんので、確認の上後ほどご報告させていただきたいと言ったのはその意味でございます。

それから、いつ、どこで決めたかということとでございますけども、上越市としてはそのような方針でいかせていただきたいということをご説明してきた。これは繰り返ししてきたところでございますので、だれが、みんなで今回はこの方法でやろうねということとをいつ、どこで決めたとしたものではなくて、今回のこのシステム統合につきましては当初からそういうことも含めていろいろ議論の中で上越市のシステムに統合するということは先々決まっておりましたし、そのことの事務の流れの中で決められてきたことを各町村にご説明をし、ご報告をまたそれぞれの議会にしているものと思っておりますので、そういう積み重ねの上で進んできたものでございます。

○橋爪法一委員 じゃ、時間がありますので、これでやめますが、私は今回の経費約 15 億と言われておりますけども、15 億円であろうが、1,500 円であろうが、税金を使うんです。それがきちんとむだになく使われるという説明を住民に対してできるような中で審議をしなきゃなりません。ですから、私は 21 日はそこら辺はしっかりと、そういったこと踏まえて議論していくということを申し上げて終わりたいと思います。

○木浦正幸会長 そのほかでその他の点。その他の項、閉めさせていただいてよろしゅうございますか。どうぞ。

○内山米六委員 関連でお尋ねをしたいと思いますが、私はこの電算システムの関係については 2 月 18 日の資料、それから 7 月 30 日の資料、こういうスケジュール表があるんですが、その中にしっかりと電算システムの関係の内容が示されております。したがって、いつ、どこでということについてはそれらの資料から承知をしているところでございます。ただ、その巨費、15 億からかかるという内容のものがもう少し早く示されなかったものかどうか、ここが非常に問題ではないかというふうに思っています。これらの経過についてお話をいただきたいと思いますし、もし各自治体でこの電算システムにかかわる予算を否決した場合の、その自治体の扱いというのはどのようなことになるのかお聞かせをいただきたいと思います。

○木浦正幸会長 じゃ、事務局。

○高橋克尚事務局 コンピューター経費のことについてご説明申し上げます。

法定協が立ち上がりまして、法定協の予算で調査経費を盛っていただきました。その調査期間が 10 月から 12 月ということで、その 12 月では遅いということで、中間報告であらあらの数字でご報告させていただいたということで、極めて限られた中ではございましたが、11 月には何とか間に合わせた

いということで今まで事務作業をやってきたと。これが遅いかどうかというのは、いずれにしましてもご議論あるかと思いますが、最終報告を待たず中間的にいただいたということで多少ご理解いただければというふうには思っております。その意味で言いますと、時期がどうかということにつきましてご指摘がございますれば、甘んじて受けたいというふうには思っております。

- 木浦正幸会長 否決の場合だと思えますけれども、そもそもここで協議会を設営させていただいてよりよい合併を進める会議をこの場でしようというときに、皆さん方の方から負担金という形でいただいているかと思っておりますけれども、そのことと取扱いと同じだということに思っておりますが、不幸なことにしてそのように参加できなくなったということになりますれば、それまでにかかった経費は按分させていただいて、その後その支払っていただいたものをお返しするという形に、否決した場合ですから、当然まだそのことが準備されていない段階ですか、準備されていない段階ですので、その経費はかからないということから、お戻しするというのではなくて、その分はお支払いいただかなくて前へ進んでいくというふうにご理解をいただければありがたいんですが、以上であります。

私とすれば、不幸なことが起きないように、ひとつお願いをさせていただきたいというふうに。合併を一番冒頭申し上げましたとおり上越地域が生き残りができるように、みんなの英知と勇気でこのような協議会を開催させていただいておりますので、ぜひとも委員の皆さんにおかれましてはその将来を見据えた百年、二百年の大計でぜひともお考えいただきたいと、このように、繰り返してございますけれども、お願い申し上げたいと思います。

- 内山米六委員 今の説明ではわかりかねます。私は、議会で反対するという思いで質問しているわけではないんです。要するにそういう状態になったときには、どういう扱いになるんですかということなんです。要するに金払わんでもいいと。協議会に、そのまま協議に参加できるんだと。金払った人と払わない人との違いはそれだけなんですか、そこを尋ねているんです。
- 木浦正幸会長 当然のことながらシステム統合自体で議決をお願いするということですから、システム統合の中には入れないというふうに考えていただければ幸いです。イコール間に合わないということになるわけでございます。

それでは、小委員会の時間もございますので、その他の項閉めさせていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 木浦正幸会長 それでは、事務局の方からその他の項でお願いします。
- 高橋克尚事務局長 それでは、小委員会の開催につきましては全日程終了後、また後ほどご連絡させていただきます。

続きまして、次回の開催についてご連絡いたします。次回、第6回の協議会につきましては1月の29日木曜日午後2時から、場所は本日と同じ厚生南会館で開催いたしたいと考えております。改めてご案内いたしますが、今からのご予定の確保の方よろしくお願ひしたいというふうに思っております。次回1月29日におきましては、今回提案したもののほか各種事務事業の取扱い(その5)についてご協議いただく予定で幹事会等々での協議を進めております。幹事会での協議、調整の後、会議資料を作成し、送付いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

- 木浦正幸会長 以上をもちまして第5回上越地域合併協議会を閉会とさせていただきます。ご協力大変ありがとうございました。よろしくお願ひします。

午後3時40分 閉会

上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により署名する。

会 長 上 越 市 長

吉川町議会議長

中郷村議会議長